

第二十四回国会 参議院商工委員会會議録第十四号

昭和三十一年三月十五日(木曜日)午後二時七分開会

出席者は左の通り。理事

- 古池 信三君 高橋 衛君 阿具根 登君 河野 謙三君

- 委員 上原 正吉君 小野 義夫君 西川 弥平治君 白川 一雄君 藤田 進君 加藤 正人君

- 政府委員 通商産業 政務次官 川野 芳滿君 通商産業大 臣官房長 岩武 照彦君 通商産業省 通商局長 板垣 修君 通商産業省 輕工業局長 吉岡千代三君 事務局側 常任委員 山本友太郎君 會専門員 會專門員

- 参考人 經濟団体連合 會事務局長 堀越 禎三君 日綿実業株式 會社監査役 秀島 司馬三郎君 新三菱重工業株 會社機械部長 牧田与一郎君

本日の會議に付した案件 ○輸出保險法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第九部 商工委員会會議録第十四号 昭和三十一年三月十五日【参議院】

○理事の辞任及び補欠互選 ○經濟自立方策に関する調査の件 (セメントの生産状況に関する件)

○理事(古池信三君) それではただいまから商工委員会を開会いたします。本日は輸出保險法の一部を改正する法律案につきまして、参考人の方から御意見を伺うことになっております。参考人の方はあらかじめ公報をもつて御通知いたしました通り、經濟団体連合會事務局長堀越禎三君、日綿実業株式會社業務部長秀島司馬三郎君、新三菱重工業株式會社機械部長牧田与一郎君、右御三人の方にお願いをいたすことになっております。まず、最初に参考人の方から御意見の御開陳をお願いしまして、それが終わってから参考人並びに政府当局に対して御質疑をお願いする順序に取り進みたいと考えております。そこで参考人の方に一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。各位におかれましては、本日御多忙の中を特にお差し繰り本委員会のためにお出向を賜りました。まことにありがたうございました。この席におきまして各位の貴重な御意見を拝聴できましては、本委員会として仕合せに存じますので、委員会を代表いたしまして厚く感謝の意を表します。

本改正案は二月二十一日に本委員会に先議として付託されましたから、今日まで数回にわたって慎重なる審議を重ねて参つたのであります。なお一段とその審議を慎重にいたすため、皆様の御出席をお願いいたしましたよ

うな次第でございます。従いまして参考人の各位におかれましては、どうかこの機会に忌憚のない御意見を腹藏なく本委員会のために御聞かせをお願いいたします。どうかさようにお願いいたします。

順序をいたしましては御着席の順で、まず經濟団体連合會の堀越禎三君からお願いいたします。

○参考人(堀越禎三君) 堀越でございます。經団連といたしましてこの海外投資保險の問題につきまして、いろいろ研究して参りました経緯、並びに要望を出しましたことをまず申し上げます。て、どうい理由でそういう要望を出したかということも、それにつけて申し上げたいと存じます。

經団連がこの問題を取り上げましたのは、昨年のビルマ賠償に伴います經濟協力協定の成立がございましたのを契機にいたしました。昨年来通産省と海外投資保險の制度につきましていろいろ意見を交換いたしております。結局、当時通産省で考えておられました海外投資保險の形は、まことに經濟界としても支持し得る、十分納得し得る内容のものであるので、ぜひこの通り法律案として通していただきたいというところを申し上げておりましたところを、結局いろいろ大蔵省その他との御折衝の結果だと思っておりますが、ここへ現れました投資保險法の改正案を原案にごさいますと、送金保險、当初の

れております。そして元本の保險のみとなつておりますが、しかも当初われわれが参りましたがまんじ得ると思つておりました補てん率の八〇%が五〇%に下げられておりますし、保險料率も一分五厘に引き上げられております。従いまして、經団連としては、はなはだ不満でございます。いろいろ委員会などを開きまして、皆様の御要望を聞きまして結果、先月の初めに、とりあえず本年度において送金保險の復活を要望いたしても、なかなかむずかしい御事情があるようでございますので、送金保險の復活は望み得ないといいたしても、元本の保險につきまして、その補てん率を九〇%まで上げていただきたい、そうして料率を一〇%程度にしたいといたしたいというところを、とりあえず要望いたしました次第でございます。

この点について少し敷衍をして申し上げます。大抵昨年来政府におかれまして、われわれ産業界の者も大ぜい入りまして立てました五カ年計画、この五カ年計画によりまして、輸出の目標は三十五年におきまして二十六億ドルということになっております。三十年が十九億五千万ドルでありますので、約一三六%近い増加でございます。こまかく各部門別に検討されました結果、今後纖維その他における消費物資の輸出は、南方諸国その他のいわゆる工業化によりまして非常にむずかしくなり、従つてその重点を機械あるいは化学製品、こ

うものに置かざるを得ないという結論になりまして、三十五年における機械の輸出目標は四億五千万ドル、化学製品の輸出目標は一億六千万ドルといふことになりました。三十年度の機械の二億七千万ドル、化学製品の八千五百万ドルに比較いたしますと、この五年間において機械は実に一六六%、六割六分を増進させると、化学製品は二〇〇%、二倍に増加させると、こ

ういふ結論になつておるのであります。なるほど最近におきまして機械の輸出が二億七千万ドルと非常に昨年は進出、非常な増進を見ました次第でございますが、そのうち船舶が一億一千万円になつております。その他のものは一億六千万円にすぎないのであります。しかるに御承知の通り、私から申し上げるまでもございせんが、船舶の造船ブームは戦争中のプランクによる船舶が非常に老齡になつたための取りかえというものが、非常に重きをなしておる今日の造船ブームというものを考えますと、これが長く続くとは考えられないのでございまして、従いまして、ことしの二億七千万ドルのうち一億六千万ドルとしてはどうしても重点を入れていかなければ、この五カ年計画の目標はなかなか達成できないのであります。

しかるに最近における南方諸国その他におきましては、必ず並行的に企業投資というものを要望して参つておるような状態でございます。そこで一体日本は過去

でございまして、そこで一体日本は過去

におきまして、どれだけの外資投資をいたしたかというを見ます。非常にこれは計算がむずかしいので、いろんな数字が出ておるようでございますが、大体純投資と認められるものが今まで八百五十万ドル、それプラストとかその他いわゆる延べ払い、あるいは貸付をいたしましたもの等を入れますと、大体クレジットとして与えたものは千五百万ドルでございます。これを年間ベースに直しますと、百五十万ドルないし五百万ドルという数字になります。これを西独がやっております今日の年間ベース五千ドルといふものに比較いたしますと、まことに十分の一ないしは十分の一の二といったような非常に少ない数字でございます。なお、米國を見ますと、これは米國は特別でございますが、一九五三年の累計で三百九十五億ドル、英國にいたしても、一九五五年の累計におきまして二十億ドル海外へ投資いたしました。西独が今申し上げました、五五年の累計におきまして一億六千万ドル、日本はこれに對しましてわずかに千五百万ドルといったような状態でございます。

われわれの一番心配いたしております点は、かくのごときことによりまして漸次日本が立ちおかれて結局日本の市場を失つてゆく。将来五カ年計画を立てても、とうていその目標を達成し得ないような状態になるのではないかと、われわれといたしましては、一番の心配でございます。そこで私たちがこの補てん率を九〇%に上げていただきたいと申し上げましたのは、現在すでにプラントの輸出、つまり延べ払いでございますが、その

延べ払いの輸出代金保険の補てん率が八五%ないし九〇%ということになっております。これは現在やっておりますものは、性質上ほとんど投資と交らないのであります。すでに八五%、九〇%で現行行われておるのにもかかわらず、新しい保険だということと、わずか五〇%に下げられておるということ、まことに均衡を失するものだと思います。従来から投資が非常にかくのごとくたてられおるものでありますから、これをむしろ促進するといふ意味におきまして、最初において、そうしてインセンティブを与えたいというように政策がむしろ大きな政策としては必要であるのではないかとと思われるのであります。

この海外投資という形におきまして、投資保険といふものを外國がどういふふうにするかというのを、通産省でも非常にお調べになつたやうでございます。斯くの保険を入れてやっておる國が多いやうでございます。米國の特別なやり方以外におきまして、特に投資保険として現われている制度はないやうでございます。しかしながら、外國にないからといって日本におきましてこれをどうしようという問題ではございませんので、日本としては、また別に私は特別な事情があるといふことは、今ここの機軸類その他におきまして、投資保険の当面の衝に當るべきいわゆる機軸工業の会社でございますが、それらのおもなる会社を見ますと、資

本金が大体一番大きな目立が六十六億、小さいところになりますと、大体相當に大きな古河とか三菱とかといふふうなところでも、三十億ないし五十億といった資本金であります。かかるにこれを投資といふことになりまして、その十億がかりにまるまる損になつたといふことになりまして、三十億の会社が三分の一の資本を失うということになりまして、なかなか重役としては、株主に対する責任上決心いたしかねてちゅうちよせざるを得ないといふことになりまして、そうしてそのために漸次さういふ外國に對するプラント輸出がおくられて参りまして、そうして市場を外國に取られていくということが、非常にわれわれとしては心配いたしております。むしろ極端なことを申すやうであります。日本は立ちおかれておるのであるから、一、そのインセンティブを与えるという意味で、むしろ一〇%ぐらいの保険にしたい。おだきたかつたと思ひました趣旨は、これは最初のものであるから、初めは小さく出発して、漸次情勢を見て広げていくといふ考えもあるのではないかと想像いたします。ただいま申しましたやうに、こゝいうものはむしろインセンティブを与えて立ちおくれを戻すという意味におきましては、むしろ一〇%ぐらいにしてスタートしていただいて、そうして情勢を見、またこれら当該会社の資本の充実の状況ともならみ合せて、漸次利率を下げていくといふことでやつていただくと、むしろ大きな政策として適當ではないかといふふうな考えがあるのであります。

な、つけ加えて申し上げるまでもございせんが、これは保険料を払つてやる投資でございますので、従来の砂糖とのリンクのようないわゆる輸出を保護するといったようなガットの上で問題はこれは起らないといふことを私は確信いたします。なお、予算の面で云々というやうな問題があるようにも聞いておりますが、現在輸出代金保険というものは過去におきまして問題が起りました保険元本そのものを払つて補てんされませんでした。従いまして一件ごとくございせん。従いまして輸出保険は毎年保険料が積み立てられて、基金が年々ふえておるといつたやうな情勢であります。もちろんこの現在あります基金の総額がすべてこれがおきては、ほとんどそれだけでは足りないといふやうな場合も起つてくるかも知れませんが、少くとも本年度または来年度等におきましては、これらの基金が有ります。この投資保険をかりに九〇%でお始めになつたところで、直ちに予算の措置をしなければならぬといふ問題ではないと思ひます。現に今日こちらへ参ります前に、こちらからいただきました資料を拜見いたしました。この投資保険をやる際には、保険の事業としていかなる取支になり、そしていかなる損失補てんが起るかといったやうな計算書類が出ておらなければならぬはずでございますが、それが出ていませんところ、つまりだれにも一切將來とだけ危険が出るかといふこ

とが判定できないということを示しておる次第でございます。さしあたつて立ちおくれを取り戻し、そして非常に金額がかさばりそうであれば、このパーセンテージを下げるということもまた考えられるのであります。さらに、私は一つ最後につけ加えておきたいことは、なぜ政府が五〇%というやうなことで非常に臆病な出発をなさるか理由がわからないのであります。実は政府の中に、いわゆる為替管理法に基いた為替関係、物の輸出関保等の各省の権限によつて民間の海外投資の申請を検討して承認を与えるための海外投資連絡会といふものが、大蔵、通産、外務等の各省によつて設けられております。これはもちろん法律上に設けられたものではない、行政上に設けられたものではない、少くともそこにおいてあまりにも危険なものにはチェックなさることができるのであります。政府として適度にチェックできる機能を持っておりながら、なお非常にこゝういふ臆病な、むしろ五〇%というやうなことは、せっかく今まで考えていらしたところも取りやめをしなければならぬやうな情勢でございます。

それ、そういう具体的な問題につきましては、なお秀島さんあるいは牧田さんの方から詳しくお話がございまして思ひますので、私はどうぞ参議院におきまして一つ思い切つて九〇%ぐらいの修正案をお出し願つて、そして日本が貿易に立ちおくれないうら、しかも早く手を打つていただきたいといふことを申し上げます。お願い申し上げます。

とが判定できないことを示しておる次第でございます。さしあたつて立ちおくれを取り戻し、そして非常に金額がかさばりそうであれば、このパーセンテージを下げるということもまた考えられるのであります。さらに、私は一つ最後につけ加えておきたいことは、なぜ政府が五〇%というやうなことで非常に臆病な出発をなさるか理由がわからないのであります。実は政府の中に、いわゆる為替管理法に基いた為替関係、物の輸出関保等の各省の権限によつて民間の海外投資の申請を検討して承認を与えるための海外投資連絡会といふものが、大蔵、通産、外務等の各省によつて設けられております。これはもちろん法律上に設けられたものではない、行政上に設けられたものではない、少くともそこにおいてあまりにも危険なものにはチェックなさることができるのであります。政府として適度にチェックできる機能を持っておりながら、なお非常にこゝういふ臆病な、むしろ五〇%というやうなことは、せっかく今まで考えていらしたところも取りやめをしなければならぬやうな情勢でございます。

それ、そういう具体的な問題につきましては、なお秀島さんあるいは牧田さんの方から詳しくお話がございまして思ひますので、私はどうぞ参議院におきまして一つ思い切つて九〇%ぐらいの修正案をお出し願つて、そして日本が貿易に立ちおくれないうら、しかも早く手を打つていただきたいといふことを申し上げます。お願い申し上げます。

○理事(古池信三君) ありがとうございます。さうございまして。では秀島さんをお願いいたします。

○参事(秀島司馬三郎君) 私は日綿実業株式会社の監査役をいたしております。秀島でございます。さうぞく申し上げます。

今回の輸出保険制度の改正は、輸出保険法の一部を改正する法律案の提案理由の説明及び改正要綱にあります。その骨子は輸出代金保険の中に従来含まれておりません。したがって物の輸出に伴わない技術の提携及びこれに伴う労務の提供をこの保険の中に含めて対象としたこと、いま一つは後進国に対しては各国の国際経済協力戦に對し、特にわが国といましては賠償に付随して今後海外投資が盛んになりますことを考えまして海外投資保険制度を創設されたことであります。

この第一の輸出代金保険につきましては、後進国に對し製造技術の指導とか、水産漁業等にありましては操業技術及びその指導等の提携が盛んになつて参りました。ところが今までこれらに對しその対価の回収に關し非常な危険を付保する制度がなくて困つておりました。今回この制度ができましたと今後安心して技術及びこれに伴う労務の進出ができることとなりまして、わが国の海外における経済基盤の培養ができることと喜んでおります。

第二の投資保険につきましては、現下の世界の趨勢はクレジット・エキスポイト・ウォー、信用輸出戦争とも訳しますか、といわれるありさまであります。わが国がビルマとの賠償に随伴して取りきめられました民間投資につきましては、コンマーシャル・

ベーンズではありますが、これが遂行につきましては、好むと好まざるにかかわらず国際信義上わが国としてはできるだけの手段を尽す義務をもちます。かつこの賠償及び投資を通じまして後進国の経済地盤に食い込むことは、長期的に見ればわが国市場の確保となりまして、わが国将来の発展のためには、わが国が市場の確保のためには、当然輸出保険制度は創設されるものでありまして、今回これが提案されましたことは、ことに時宜に達したと存じます。

しかし、その内容を検討してみますと、その不満足な点も、第一に、担保危険に相手国の為替制限等による利潤送金リスクが含まれておられないこと、第二に政府が填補いたします保険金額は最高五〇％であり、保険料率は百円につき一円五十銭という高率である点であります。以下不満の点について所信を申し上げます。

すでに申し上げました通り、最近の国際貿易は商品輸出と並んでプラント輸出及び海外投資競争時代となりまして、フィナンシャル・タイムズの最近号によりますと、世はまさにクレジット・エキスポイト・ウォーの時代であると称しております。何ゆえぞういふことになつたかと申しますと、後進国が工業化を目ざしておるために、先進工業国よりの消費物資の輸出は減少いたしました。後進国開発地域と一体になつて市場及び経済地盤の確保をしなければならぬという時期になつたのであります。英国におきましては輸出信用保証局の業務の中に、特殊危険の

負担があまりまして、相手国の政治その他の情勢が不安のため、商業ベーンズに乗りない契約でも、国家的見地から見ましてその契約が成功することが望ましい場合には、輸出信用保証制度で引き受けておりました。昨年三月末に終る一カ年間に、輸出信用保証総額は一億三千万ポンド、約一千三十億圓に上つております。そのうち特殊保証は六千八百万ポンド、約六百八十億圓に上つております。これを見ても、いかに他国が国をあげてプラント輸出と海外投資に熱心であるかということがわかります。翻つてわが国を見ますと、戦前は消費物資の輸出がほとんど大部分でありましたが、わが国これら重要輸出国はいわゆる後進国でありまして、政治的にも、経済的にも安定を欠いておられます。その上これらの民族意識が盛んで、いずれも工業化を目ざしておられます。従つてプラント輸出及びこれに伴う海外投資を渴望しております。ところがわが国のこの分野における取引経験は浅く、わが国製品の名声が普及しておらないばかりでなく、実力においても先進国に比して劣つておられます。従つて普通の条件では国際競争にはたえられないのであります。そういう状態でありまして、投資に對する危険はほとんど国家的にバック・アップせねば、業者がその危険にたえかねて、かかる国への投資はできなくなります。その上国内的に申しますと、金融を受ける場合でも担保及び金利の点では相当不利な面が出て参ります。現在たとえば呉羽紡がアルゼンチンとの綿紡織工場の現物出資による合弁事業に乗り出しておりますが、この場合同社の長岡工場を輸

出入銀行へ担保に入れ、また豊田自動織機がメキシコにおいて紡織機の現物出資による合弁事業においても、同社の刈谷工場を担保にして、ようやく融資を受けておるよりありません。今回の五〇％の填補率では、一般のところでは金融上から見まして、海外投資は非常にむずかしい。また、保険料率が一円五十銭でコストが非常に高くなつて競争国との競争に打ち勝つことができないというところをおそれております。また、海外投資の果実である利益金及び配当金の送金につきましても、その国の為替管理法その他のため送金を受けられないという不安定な状態のままでは、投資意欲はほとんど落ちてしまふ。

私は今まで長期払いのプラント輸出と投資とを一緒にお話して参りましたが、長期延べ払いのプラント輸出も海外投資も、実体的にはほとんど同じものであるという解釈を持っております。と申しますのは、最近ではプラント輸出がデリバリー後八年間の延べ払いを認められておる状態であり、競争国におきましては十二年、十三年というより長い延べ払いも認められておりますので、かかる長期のプラント輸出というものと海外投資とはほとんど同じように考えられます。プラント輸出は商品を買つたばなしにいたしまして、代金決済が済んだら一応繰が切れてしまふので、代金決済の面から申しますと後々さがなくてよいようなものであります。海外投資はその国の経済内部にだけ込んで、わが国の経済進出に貢献するものでありますから、プラント輸出よりも一そう重要なものであると思ひます。

しかも今回提出されておる海外投資保険での保険填補率を算定する場合には、次年度以後は利益または配当金があるなしにかかわらず、年一割の配当金があつたものとして填補率から控除いたしますから、十二年目からは填補されないこととなります。ゆえに保険からみたら最高の二カ年の延べ払いともみられるのであります。かく考えますと、輸出代金保険においては為替制限等の非常リスクを認め、かつ填補率は最高九〇％でありながら、それと同じ性質を持つ投資保険において、利益または配当金の送金に對する非常リスクも認めず、填補率においても五〇％としておりますのは理解し得ないところでありまして、

本制度立案関係当局の御苦心もさることながら、全体的に見まして本法案はその趣旨がきわめて適切なるものがあります。にもかかわらず、内容は低調なもので、業界といたしましては本制度が画龍点睛を欠くものとして遺憾に思つております。よつて填補率を九〇％くらいに引き上げていただき、保険料は百円につき一円程度にしていただき、その非常リスクをカバーすること、それから利益なき場合にもあるものとみなして填補率より控除することをやめて、実際の収益を差し引くことと改めていただきたいことを切に希望いたします。

しかしどうしても諸般の事情により以上の希望が全面的にかなえられない場合は、近い将来に改正していただくというこゝとして、ともかくもこの制度が一日もすみやかに発足することを希望する次第でございます。



いまの現状ではなかなか受け切れない要求で困っておる次第でございます。英国、米国、ドイツ、フランス等ではこれらの諸点に關しまして適切な手段が常にいち早くとられております。こ

らういふ情勢でございますと、われわれが幾らプラント輸出の重要性を認識しておいても何ともできない時代が来るのではないかと、こゝろいふような心配をしておるわけでございまして、物事にはタイミングが必要でございますして、門戸が閉ざされてから、注文を取られてしまつてから、幾らあわててみてもだめなんでございまして、私は一刻も早く、タイミングをはずさぬように、ただいま堀越さん、秀島さんから申されたように、填補額の総額、あるいは料率の低減、送金保険の問題等、業界の希望をおくみ取り願ひまして、一刻も早く、来年までわれわれは待つておりましたら、あすではおそいということ

がございまして、明年ではおそうございまして、一刻も早くお考え直しを願ひたい。これがわれわれの切なる希望でございます。

○理事(古池信三君) どうもありがとうございます。それでは御質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

○河野謙三君 本法の産業界から見た問題は、料率の問題、補填率の問題、送金保険の問題、こゝろいふところに大体しぼられておるようでございまして、料率なり補填率、料率を一部にすべきである、補填率を九〇%にすべきである、こゝろいふ根拠を一つ伺ひたいのです。ただ、つかみでこゝろいふことをおっしゃつておるとは私は思わな

い、私はあとで政府の方に聞きたいと思ひますが、九〇%と計算されました根拠です。たとえば、政府の側に立つて本保険の収支決算等をされました結果、九〇%で十分本事業が収支が償ふのだというよ

うな根拠を持つておられるか。それともまた別な根拠で九〇%、料率を一部とおっしゃつておられるか、こゝろいふ点について、われわれしろうとでございまして、主張の根拠を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(牧田与一郎君) ただいまの御質問は、九〇%はどうかという根拠から出されたかということなんです。われわれは九〇%じゃ困るのでございまして、実際は一〇〇%をもらひ、その上に何とか助成金をもらわなければ、とうてい海外におきまして競争ができない。と申しますのは、われわれの機械工業はいろいろ宿命的な問題がございまして、たとえば鋼材価格が英米諸国に比して非常に高い、あるいは何と申しますか、経営の簡素化を大いにやりたいと思つても、これはなかなかやれるものではないとかいろいろの面がございまして、競争していきま

す上には、プラント輸出をいたしまして、こゝろいふ保険法、その他助成してもらひます。おそくはもうからぬ商売なんでもございまして、国内の事業を継続していくために、何とかしてここに活路を求めていかなければならぬ立場にある。それを一〇〇%とい

は、まあ保険でございまして、せめて九〇%をいただきますから、ぜひ願ひでございまして、こゝろいふわけで、五〇%ではない、九〇%でなければいけないかという理由はないわけなんです。また料率につきま

しても、一円五十銭ではない、一円にしてほしいというところは、安ければ安いほどいいわけではございまして、ど

ういふ危険率があるから一円でなければいけないというよな計算上の問題はございませぬ。しかし、今までの数年間やつて参りました輸出保険の結果を見ますと、これは輸出奨励のための保険でありながら非常に赤字になつておる。もちろん保険が二、三年やつただけで赤字になるようなことでは、これは問題でございますけれども、目的が輸出奨励のための保険であるということ

でございまして、これはノミナルな料金でやつていただいて、もし非常危険が起きた場合には政府に補てんしてもらひたい。しかしノミナルと申しまして、一銭でいいかという議論も成り立ちますが、それは今までの輸出保険の例にならつて、せめて一円ぐらゐにして欲しいと、こゝろいふよな比較的な問題からこゝろいふことを申し上げておるわけなんです。どうか一つ御了承願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 非常に業界としてはさつぱらんな御意見だと思ひます。が、そもそも業界としては安ければいいほどいいのだ、保険率は高ければ高いほどいいのだ、しかし政府の立場があるから一〇〇%と言ひたいけれども、九〇%のところを遠慮しておこ

う、こゝろいふことであつて、いわゆる科学的な要するに計算上に出てきた九〇%であり、一〇%じゃないわけではございまして、はつきり申し上げましてその理由をいたしまして、新しく保険の

○河野謙三君 そうしますと、今度は私はこの際ちよつと参考人の方には御迷惑ですが、政府の方から一つ伺ひたいのです。今、参考人の御三方の御意見を聞いておきますと、本法に対しては全く政府と見解を異にして

いるの、一々今問題点とされまして点につかまして政府の見解を一つ改めて伺ひたいのですが、特に私今参考人の方には伺ひました政府原案の五〇%とし、または料率を一部とされまして政府の方に私は根拠があると思ひます。これは政府は業者じゃ

ないのだから、これは何か大蔵省と折衝の結果五〇%にしなればこの本事業の収支が償わぬ、一〇%にしなければ困るのだという根拠があると思ひますが、これを一つ説明されたい。

○政府委員(板垣修君) 今主として問題になりました点は、保険補填率と保険料の問題だと思ひますが、まず保険補填率の問題につきましては、もちろん根本的な考え方につきましては、もちろん業界の意見と私どもは違つていないわけでありまして、もちろん保険でありま

すから、できるだけ多量に補填した方がいいということはおわかつておるわけでありまして、一方政府の立場といたしましてはやはり財政上の点をどうしても考えざるを得ない。しかも今度の制度が先ほど業界の御意見にもありました通り、全く世界的にも新しい制度でありまして、今後またどれくらい海外投資が行われるかという点の推定もつきかねますので、まず最初は一つ着実にいかなくちやならないというところ

で五〇%と決めました次第でございます。それで五〇%と決めました理由をいたしましては、やはりこの際財政上の理由をいたしまして、新しく保険の

財政をふやすということもできませんので、できるだけ少くして算定いたしました。そういたしますと現在の予算で引受限度が大體三十億ということになつておりますが、その根拠をいたしましては、既に既投資になつておりますものが二十八億でございます。従つてこれの利用率を大體八割とみま

してこれに五〇%といたしますと二十四億、既投資が二十八億、それに今後新しく起ります投資を、ビルマの経済協力あるいはタイの特別円の経済協力、あるいはフィリピン等とも新しく起りま

す。起りましようが、それを全体合せまして三十二億、結局六十億の投資につきましてその八割が保険にかかる、その場合に五〇%の補填率ということになりますと、大體二十四億円になりま

す。多少余裕をみまして三十億の引受限度をいたしましたわけでございます。従ひまして六億円の多少余裕はあ

カの制度によりますと保険料一年に  
つき一円になっております。併しなが  
らアメリカの制度はこの補償契約の担  
保との危険がわれわれ今度提案いたし  
ておりますよりはずっと範囲が狭いの  
でございまして、単に取用、没取等わ  
が国の制度における担保危険よりずつ  
と狭くなっております。今度の投資保  
険ではその他の非常危険も負担してお  
りますので、範囲がせまい。それから  
アメリカの保証の対象となつておりま  
するものは、相互安全保障計画に合致  
する海外投資のみとなつておりますの  
に、わが国の制度はこれをもつと一般  
に広く海外投資全体を対象にする、こ  
ういうような点で保証の範囲が狭いと  
いうような関係からいまして、アメリ  
カで一円、それが日本で一円五十銭、  
これが一番適当でないか。また、日本  
の現在の財政負担の実情からあわせま  
して、この辺で出発をしたいというこ  
とに一応きめた次第であります。

○河野謙三君 私にはわかにかに今の参考  
人の方、いわゆる産業界を代表された  
方々の意見に賛成するものではござい  
ませんけれども、問題はこの本法の目  
ざすところの果して効果を上げ得るか  
あげ得ないかという事は、結局今の  
料率と補てん率とこの問題だと思ひの  
です。この問題は双方の意見を私はよ  
く聞いてみなければいかんと思ひので  
す。そこで政府にもう一点伺います  
が、業界が主張するところの九〇％に  
引き上げ、一円五十銭を一円にした場  
合に、財政負担がふえるという事は  
計算ないでしよう。一応架空な計算で  
財政負担は一体どれくらいふえるので  
しょう。

○政府委員(板垣修君) 填補率の方を  
かりに五〇％にいたしまするとまだ六  
億、予算総則できめていただいでおり  
ます。ワク三十億円に對しましては六億  
のワクがございまして、この範囲内  
においてはまだ多少填補率は上げ得る  
余地はございまして、かりにこれを  
八〇％以上にいたしますと、もう予算  
そのものを変えるということにならざ  
るを得ない。

○河野謙三君 料率の方は……  
○政府委員(板垣修君) 料率の方は政  
令事項でございまして、今後大蔵省と  
折衝をいたしますが、今一円五十銭の  
計算で収支ゼロになつておりますの  
で、これを一円にいたしますと……  
○河野謙三君 いずれにしてもその計  
算を一つ政府が一円五十銭とし、五  
〇％とした計算の基礎を、これは単な  
るデスク・プランかもしれないけれど  
ども、一応見せていただきたいので  
す。それはただだけですか。

○政府委員(板垣修君) 多少デスク・  
プランの作文になるかもしれないと思  
ひ、差し上げたいと思ひます。  
○河野謙三君 もう一つ政府に伺いた  
いのですが、今その六億をリザーブし  
てあるわけですね。その六億のリザー  
ブを一ぱい使ひと、一体補てん率は幾  
らまで上りますか。

○政府委員(板垣修君) それはほんと  
うのデスクの計算でちよつとやつて  
みたわけですが、かりに三十億が動か  
ないとしたしますと、既投資二十八億  
は動きませんし、これはしかも従来  
やつたやつ八割は返ってくるだろう  
という前提のもとに、これにかりに七  
億六千万円になりますので、結局残る

ビルマの協定額として遂行しなければ  
ならん十八億、タイの特別円に關連  
する経済協力の十分の一の十億、  
その他をあわせて三十億以上の投資  
を見込んでおります。かりに今後一年  
間二十億くらいしかないと推定を  
いたしますと、ちよど七〇％くらい  
までいくんじやないかという一応かり  
の計算になります。

○河野謙三君 業界の方に最後に一つ  
非常にぶしつげな質問をいたしますが  
ね。そうすると今あなたの手元にきて  
いる政府の原案の五〇％とか一円五十  
銭とか、こゝろいろいろものであるなら、本  
法の精神というものは堀越さんの言葉  
を借りれば画龍点睛を欠いておる、こ  
ういうことですね。  
○参考人(堀越三君) そろそろです。  
○河野謙三君 そろそろと、この原案  
そのままであるならば、こんな法案が  
通つても通らなくても業界としては無  
関心だと、あつてもなくてもどうでも  
いいものだ、こゝろいろいろなこと  
まで言われますか。

○参考人(堀越三君) それはちよつ  
と極端におつしやいましたのでござい  
ますが、これは実はこの投資保険を通  
産省で考慮しておられるという事は、  
ビルマ協定以後大体われわれの方に  
もわかつております。要するに通産省  
の案というものがわれわれの方にわ  
かつております。業界としてはこの保  
険法が成立するであろうことを予定し  
て下交渉に入つておる会社もかなり  
あつたわけでありまして、われわれの方  
へ通産省の方からこの法案の御説明が  
ありましたときに、あとでみなで話し  
ましたときには、五〇％では現在この  
保険法が成立するという予想のもとに

交渉しておつたものを断らざるを得  
んだらう、こゝろいろいろことを言つておら  
れます。あつてもなくてもいいんじや  
なくて、私たちとしてはこれは実際八  
〇％、少くとも八〇％、あるいは九〇％  
を望んでおりますが、少くとも八〇％  
くらいで実際のところやつていただ  
かないと、現在進んでおるものを断ら  
ざるを得ないというこの問題に  
なつておるわけでありまして。あつても  
なくてもいいんじやなくて非常な関心  
を持つております。

○河野謙三君 参考人、しかしです  
ね、非常に九〇％を主張されるが、場  
合によつては八〇％というよりなこと  
でありますけれども、これはもし、仮  
定です、その政治的答弁は別と  
して、仮定でありますけれども、もしこ  
れが原案通り通つたとした場合には、  
一体本法の効果はおさめ得るか得ない  
かということについて一つ。  
○参考人(堀越三君) これはまあ先  
ほどちよつと業界の資本金の問題を私  
申し上げましたが、その大きな業界で  
あれば、わずかなものはこの保険法が  
通らうと通るまいとやるといふことは  
あるかもしれないけれども、現在は  
相当大きなものをこの保険法を当てに  
してやつておられる方がかなりあるの  
であります。それを五〇％とすること  
には非常に会社として大きな問題にな  
ります。わずか三〇％の差ではあり  
ますけれども非常に大きな問題である  
ので、これはやめなくてはならんとい  
ふことになりやすいと思ひます。しか  
し、それじゃこの法律が通らなくても  
いいかというお話しになります、こ  
れはやはり通していただかなければ、  
少くとも全然足がかりがなくなるとい

うことになる。その点は非常にデリ  
ケートな關係がございまして、われ  
われとしてはできるだけ補てん率を  
八〇％にしてお通し願う。そうして予  
算等の措置云々とおつしやつておりま  
すが、私は大蔵省でどういうお考えか  
は存じませんが、これは今年三十億用  
意されたからといってすぐ出る金じゃ  
ないのでありますから、危険が生じた  
とき初めて出る金でありますから、来  
年度においてまた考へ得ることはあり  
得るのではないかと、とにかく最初の二  
十億というものを与えるという点にお  
いて早くやつていただきたい、こゝろ思  
ひます。

○河野謙三君 ほかの委員の方の質問  
もあると思ひますが、私も一度政府  
にちよつとお伺ひしたいのですが、本  
法提出に當つて通産省は先ほど参考人  
からもちよつとお話がありました、が、  
投資協議会の意見等は十分聞かれたの  
ですか。

○政府委員(板垣修君) 投資協議会を  
のものにかけたというよりは、構成メ  
ンバーが全部われわれの交渉相手であ  
ります。外務省、大蔵省みな關係があ  
りますから、各省と交渉をした際、構  
成メンバーは投資協議会委員ですか  
ら、十分意見は聞いたのであります。  
○加藤正人君 政府に伺います。予  
算総則によると契約総額を三十億に  
きめた、それが窮屈だからこゝろい  
う問題になつた。これがどうも輸出下  
ライと盛んに言つておる政府として、  
三十億にきめたという金額は僕らはま  
ことに小さいと思ひますが、これは何  
ですか、今のようにこれだけあれば足  
りるといふ方からこゝろなつたのか、そ  
ういふ点はどつちなんです。

りという方からこゝろなつたのか、そ  
ういふ点はどつちなんです。

○政府委員(板垣修君) 今の引き受け限度そのものは非常に根本的な理由ではなくて、むしろこのようになりましたのは、前々から申し上げておきます通り全く新しい制度でもあり、政府といたしましては安全をとつて、こうというところで五〇%くらいとなつたものですから、それから逆計算いたしますと三十億くらいの引受限度で十分だということになつておるわけであり

○加藤正人君 ところが僕らと違ひの場が輸出によつて生きていくより仕方がないということであり、やはり政府もそれを非常に主張しておられるので、その点ちよつとわれわれとして、は残念だつたと思つたのです。それから今いろいろお話があつたようですが、僕はもう過去の議論は別として、この

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

○藤田進君 今参考人の口述を聞きま

が、とは申せ、投資に対して五〇％しか保証がないということになりますと、どうも私はまだ機械部長でございまして、重役じゃございませんで、重役へ大丈夫だからやっておりますが、私が私としても言えないわけなんです。そうしますと勢いチャンスを見ながら、指を加えて見ていなければならぬという事態がいろいろ現在われわれ自身でもある。おそらく他の商社あるいはいろいろの業者間で、この投資保険が九〇％になりましたら、ことに中小の家庭のインダストリーに類するものを出そうとしている空気は非常に多いのでございすから、この填補額の増額によりまして、海外投資は非常に促進される、こういふふうにわれわれ考えております。

○参考人(堀越三君) それに関連してもう一つちょっと申し上げておきたいのですが、板垣通商局長まことに申しわけないのでございす、今ちょっと言葉を濁していらつしやいました点が非常に重大だと思われますので……つまり五〇％にした根本は海外でもまだない投資保険をやる、そうして日本としても初めてのことであるから、まず初めは大事をとって五〇％ということ、それからほじき出して三十億というワクとすることをとおっしゃいましたけれども、それはわれわれとは非常に感触が違つておきます。金額のはじき方は私はどうでもできるのじゃないかと思つてございす、それは極端な言い方かもしれませんが、それは一つ思い切つてここで海外投資を奨励するという立場に立つてお考えいただきたいということをお願い申し上げます。

○藤田進君 通商局長にお伺いします、七〇％までは諸般の事情から許せるといふことであつたと思ひます。それでどうですか。

○政府委員(板垣修君) 許し得るか、そういう点をまだ申し上げる立場にございせんが、かりに今度の予算で定められておきます引受限度の範囲内では一ぱいに使えば、七〇％くらいまではいくというところでございす。それ以上になりますと、予算そのものへ入れなければならぬ。また、改正を願わなければならぬということになるというところを申し上げたのであります。

○藤田進君 でありますから、現在並行して当院で審議いたしております予算関係とすね、あまり競合しない、またこれが修正等しないでも七〇％まではなし得ると、それを大事をとつて五〇％で現在提案をしていふと、こういふことで、事態の認識としてお伺いするわけですか。

○政府委員(板垣修君) 余裕を見たところから申しますのは、今後どのくらいの投資が起るかというところは全然推定がつかないわけですか。従つてあるいはわれわれ予想したよりはふえるかもしれんといふことで六億の余裕を見たわけにございす。従つてもし少しは少くともそう多くないだろうといふことになりますれば、七〇％まで填補率を上げる場合、約二十億圓くらいという想定をすれば可能という計算になつて参ります。

○藤田進君 そりすると先ほど参考人の御意見を聞きましても、五〇％よりは九〇、九〇よりは一〇〇％、これはよくわかるわけですが、かといつて九〇で

なければどうしてもならぬとか、あるいは今河野委員の方からでありましたか、五〇では価値があるのか、ないのか、この改正の……という点ではあまり明確に切り得るものでないだけに、その点がよりベターというふうに聞かされたわけであります、その点は九〇という基本的な具体的基礎がない以上、われわれとしてはできるだけ全体的に見て、しかもそのマキシマムの点で考える場合には、必ずしも皆さん方の御主張通りにはもちろん必ずしもと思ひますけれども、しかしこの原案である五〇より七〇の方がいいということについては、もう聞くまでもなく問題はないかと思つておきます。その場合に保険料率の点で、これはやはりいろいろ填補率より以上に問題もあろうかと思つておきます、これは今出されておる九〇、それに対して一分という点は切り離して考え得るものかどうかです、お伺いしたいと思つておきます。

○参考人(牧田与一郎君) ただいまの填補率の増加と料率の低減、この問題はどちらに重点を置くかと申されれば、申すまでもなくこれは填補額の増率にわれわれは重点を置いておきますのであります。もう一つ、ちよつと通商局長にお伺いしたいのでございす、ただいま六億と申されましたが、六億圓……。

○政府委員(板垣修君) 三十億圓というのは保険契約を結んで引き受け得る最高限度でありまして、今の一応の計算では二十四億圓の引き受け見込みとなつておきます、三十億圓までは余裕があるといふこととございす。

○参考人(牧田与一郎君) そりしますと、われわれはまず先ほどのお話を承りますと、六億圓の投資しかいわけばお認め願えないということになりますか。

○政府委員(板垣修君) そりいふことはございせん。しかしすでにその中で二十八億の既投資がございすから、今後三十二億圓はワクがあるわけであります。

○参考人(牧田与一郎君) 三十二億圓だけしかないんでございすか、それでよろしいんでございすか、海外投資は……。

○政府委員(板垣修君) それは一応予算でございすから、もしそれ以上とんとん幾らでもふえますれば、これはやむを得ず今後補正予算か何かで引き受け限度を要する、これは当然起ると思ひます。今年度の初めにおきましてはそれだけの予定をしたといふことだけでございます。

○参考人(秀島司馬三郎君) ちよつと補足させていただきますが、私どもの方が九〇％といふことをお願いいたしましたのは、プラント等の延べ払いに ついた輸出代金保険といふのがございす、これが最高九〇％まで認めておきます。それでまあ投資と申しましても、プラントの長期輸出といふものも、実質的にはほとんど変わらないものでないか、それには輸出代金保険と同じように九〇％見ていただいていいん

○理事(古池信三君) この際ちよつとおはかりをいたしたいと思ひますが、小松委員から、都合により当委員会の理事を辞任したいといふ申し出がありました、これを許可することに御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行いたいと存じますが、その方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○政府委員(板垣修君) 三十億圓といふのは保険契約を結んで引き受け得る最高限度でありまして、今の一応の計算では二十四億圓の引き受け見込みとなつておきます、三十億圓までは余裕があるといふこととございす。

○参考人(牧田与一郎君) そりしますと、われわれはまず先ほどのお話を承りますと、六億圓の投資しかいわけばお認め願えないということになりますか。

○政府委員(板垣修君) そりいふことはございせん。しかしすでにその中で二十八億の既投資がございすから、今後三十二億圓はワクがあるわけであります。

○参考人(牧田与一郎君) 三十二億圓だけしかないんでございすか、それでよろしいんでございすか、海外投資は……。

○政府委員(板垣修君) それは一応予算でございすから、もしそれ以上とんとん幾らでもふえますれば、これはやむを得ず今後補正予算か何かで引き受け限度を要する、これは当然起ると思ひます。今年度の初めにおきましてはそれだけの予定をしたといふことだけでございます。

○参考人(秀島司馬三郎君) ちよつと補足させていただきますが、私どもの方が九〇％といふことをお願いいたしましたのは、プラント等の延べ払いに ついた輸出代金保険といふのがございす、これが最高九〇％まで認めておきます。それでまあ投資と申しましても、プラントの長期輸出といふものも、実質的にはほとんど変わらないものでないか、それには輸出代金保険と同じように九〇％見ていただいていいん

○理事(古池信三君) この際ちよつとおはかりをいたしたいと思ひますが、小松委員から、都合により当委員会の理事を辞任したいといふ申し出がありました、これを許可することに御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行いたいと存じますが、その方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行いたいと存じますが、その方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行いたいと存じますが、その方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行いたいと存じますが、その方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行いたいと存じますが、その方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行いたいと存じますが、その方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行いたいと存じますが、その方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行いたいと存じますが、その方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。

つきましては、その補欠互選を行いたいと存じますが、その方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(古池信三君) 御異議ないと認めますように決定いたします。



○理事(古池信三君) 御異議ないと認めます。よって私から阿具根君を理事に指名いたします。

○理事(古池信三君) それでは引き続きましてセメントの生産状況に関する調査をいたしたいと存じます。

○河野謙三君 軽工業局長に一つわかるところに教えてもらいたいんですが、何か聞くところによると、建設委員会に東北興業に新しく政府の投資を増額して岩手県下にセメント工場を作らせるというような意味の法案が出ておるようですが、これにつきましてセメント工業を担当しておられる軽工業局長から率直な意見を伺いたい。一応御説明を伺った上で質疑をいたします。

○政府委員(吉岡千代三君) お答え申し上げます。ただいまお話しのごときでしたように、現在東北興業株式会社法の一部改正の法案が衆議院を通過いたしました。現在参議院の建設委員会に付議せられております。その改正法案の要点は、東北興業に対しまして国会の議決を経ました金額の限度において政府が債務保証をすることができるといふ規定を設けようという趣旨でございます。一方三十一年度予算におきましては、予算外契約として九億円を限度として東北興業に対して債務保証ができるという予算が計上せられておるようでございます。

そこで、現在建設委員会に付議せられております法案そのものには、直接セメント事業云々ということはないわけでございますが、この九億円と申します金額は、ただいま東北興業が計画しておりますセメントの設備資金十四億、これに対しまして三十

年度予算で政府が一億出資いたしました。さらに三十一年度予算におきまして二億の政府出資が予算に計上せられており、合計三億の政府出資がございませうと、これと合せまして資金運用部の資金二億を東北六県を經由いたしました。現在進行中でございます。従いまして、セメントの所要資金十四億のうち、三十一年度並びに三十一年度の政府出資額三億、資金運用部資金二億が九億円になると、こゝろ計算でありますので、一応これはセメントの事業化計画を前提とするものであると、こゝろいうふうに考えられるわけでございます。

そこでこのセメントの計画につきまして、昨年来建設省の方からいろいろ御相談があったわけでございます。御承知のように、セメントにつきましては、別段通産省においてこれを許可とか認可とかいふような制度はとっておりません。おられないわけでございますが、セメント工業の主管省といたしまして、その御相談のありました点については、意見を申し述べてございます。その要点をいたしましては、御承知のようにセメントは一昨年の夏ごろまでは非常に活況を呈しておったわけでございますが、その後公共事業の円滑な遂行をはかるために、価格の引き下げが要請されました。その方法としてはどうして

もこの際相当の設備をふやす必要がある。それまではセメントにつきましてもどちらかと申しますと、設備過剰ではないかというふうな考え方のもとに、大蔵省におきましても設備資金の融資等について抑制する方針をとって

おったわけでございますが、ただいま申し上げましたような事情から、大蔵省にも話をいたしまして、一昨年の夏ころであったかと思いますが、一昨年の八月でございますが、次官会議の決定を経て、閣議にも当時の通産大臣から御報告をしたわけでございます。セメント工業の合理化及び価格の安定をはかるための必要な資金については、実情に即して考慮をばらうものとする、こゝろいふ決定がなされました。その後相当程度の設備の増加が行われております。大体から申し上げますと、一昨年の問題が起りました当時、約一千万トンの設備能力に對しまして、ほとんど九四〇程度の操業をいたしておったのであります。その後設備の増強によりまして三十年度の、今年度の終りにおきましては、大体千四百萬トンの能力になるであろう、また三十一年度の終りにおきましては、大体千六百萬トン近くの能力になるであろう、こゝろいふ状況でございます。これに對しまして、需要面は、内需、輸出両面について相当の増加を予想しておったわけでございますが、輸出の方は当初考えました以上にむしろ伸びております。が、内需の関係がやや予想いたしましたより内輪になっておりますので、全体といたしまして操業度は二十八年度の九四〇に對しまして、二十九年が八八〇、三十年が七五〇、三十一年が七二〇程度になる見込みでございます。われわれが一応安定操業度とい

たしまして大体八割程度のものを予想しておったわけでございますが、現状はややそれよりも下回っている、こゝろいふ需給状況でございます。で、そのような関係で、セメントの価格もお手元

にちよつと「国鉄契約価格推移」を御参考にお配りいたしておるわけでございますが、二十九年の八月におきましては、東京地区においては着駅オン・レールで八千七百円程度でございました。その後逐次下落いたしました。現在におきましては七千四百五十円、千数百円の値下りをしておる。そこでセメントの需給関係並びに価格の推移はこゝろいふ状況でございますので、今後事業を開始されるに當っては、今後の同業者との間に、十分競争にたえ得るような点を十分に検討される必要があるであろうといふことを申し上げておつたわけでございます。

それから第二の点といたしまして、この東北興業の計画は従来の回転がま、横がまと異なりまして、縦がま、いわゆるシャフト・キルンという方式を採用したいという計画になっております。で、縦がまの方式はわが国におきましては明治年間までは、こゝろいふ方式を採用しておつたわけでございますが、その後は全部ロータリー・キルン、いわゆる横の回転がまになっております。しかしドレイツなどにおきましては、大体全体の三割程度が縦がまであるといふようなこともございまして、この縦がまの特徴といたしましては、建設費がこのロータリー・キルンの場合に比較いたしましたら、相当安くできるというふうな点、それからそれらいろいろ点が主たる特徴でございます。が、技術的にいろいろむずかしい問題がございまして、われわれとしてもこゝろ一つの研究のテーマであるといふように考えております。で、戦争中蒙難におきまして、警備セメントがこれを

が、その当時この製品の品質なり、歩どまり等の点において十分の結果が得られなかった。それから最近におきましては宇部興産がドレイツのロッッシュというところの機械並びに特許を買取つておるわけでございますが、現在までして、昨年の九月から試験操業をやつておるわけでございます。同程度の強度にはまだ立ち至っていないといふような関係もございまして、これは一つの研究のテーマではあるけれども、新規にやられることについては、技術面において十分の準備なり、研究を必要とするであろうといふような点を意見として申し上げておるわけでございます。しかし、御承知のように、この東北興業は建設省において特別の監督官を置かれて、これが監督をせられておるわけでありませう。それらの点をいろいろお考えの上、事業計画を立てられたというところでございませう。すでに予算等の措置もとられておるようでありませうので、通産省といたしましては今後も計画の内容なり、技術面につきましても、できる限りの御援助をする、また、現在日本においてこれを現実にやっております宇部興産に対しても、技術上の御援助をするということをしております。

それから先ほど申し上げましたセメントの需給関係の点でございますが、これは今回の東北興業の計画が大体年産二十萬トン程度でございまして、これによって全体のセメントの需給関係に影響を及ぼすというふうな程度にはないと考えますので、ただいま申し上げましたような技術上の点、取次採算の点について、十分の検討をされた上、他の同業者と対抗し得るということ

あれば、セメント全体の需給関係から  
は特に問題とするともないであら  
う。大体以上が通産省の考え方でござ  
います。

○河野謙三君 このセメント工業はも  
とより認可、許可によつてするもの  
はありませんが、だれが工場を作ら  
うが、どういふ計画を立てようが、勝  
手でございませぬけれども、今度の場合  
は東北興業をして政府が保証までして、  
この企業を起させよう、こういうこと  
でございませぬ。そこで私の伺いたい  
のは、今市価なども下つて、七千四百  
円ですか、ところがこの東北興業の事  
業目録見書を見ますと、これは少し甘  
い計算かもしれませんが、約その間に  
二千円の開きがありますね。こういう  
ことは、この裏を返せば、市価が下つ  
て七千四百円になつても、なおかつ現  
在のセメント工業は暴利に等しい利潤を  
得ているというふうにもなりますが、  
そこらのところの見解はどうですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 東北工業  
のこの事業計画につきましても他の一  
般の計画等と対比いたしますと、必ずし  
も余裕の十分ないという点もあるわけ  
でございませぬが、先ほどちよつと申し  
落しましたが、実は具体的にその工場  
敷地等が決定いたしましたのが昨年の  
暮でございませぬ。本年の一月に開発銀  
行に對して……

○河野謙三君 ちよつと発言中です  
が、いやもうかつているかもうかつて  
いないかというのを聞いておる、あ  
なたの方の計算では、現在のセメント  
工業が七千四百円という市価ですね、  
これに對して一体原価との開きはどの  
くらいでございませぬか。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど  
ちよつと申し上げましたが、二十九  
年の夏に八千七百円の大体ベースであつ  
たわけにございませぬが、その当時われ  
われは三カ年にこのコストを大体二割  
切り下げたい、こういう目標で合理化の  
三カ年計画というのを立てまして、そ  
れによつてその融資等を受けておるわ  
けでございませぬ。それで二割と申しま  
すと、大体七千円前後になるという見  
当になります。それで現在の輸出価格  
なり、国際的の競争力等から考えまし  
て、その程度にはぜひ合理化いたした  
い、こういう目標でもって進んでおる  
わけにございませぬ。そこで現在の市価  
でもうかつているかもうかつてないか  
と申しませぬ、これははなはだ私ども  
もそう会社経理の内容まで深く立ち  
入つて検討いたしておりませぬが、少  
くとも従来に比べますと相当競争が激  
しくなり、会社経理も徐々に窮屈に  
なつてきておる。最近日本の業界の代  
表的の会社におきましてもある程度の  
減配もいたしまして、また来期はさら  
に減配するであろうというふうな予想  
も立てられておるわけにございませぬ。現  
状において事業経営を遂行する上に支  
障をきたすという程度ではないと思ひ  
ますが、逐次まあ窮屈な状況に來てお  
るといふことは申し上げ得ると思ひま  
す。

それから先ほどちよつと申しかけま  
したのは、東北工業の事業計画が五千  
数百円の原価になつておるといふ点で  
ございませぬ。この点につきましては、  
ただいま申し上げましたように開発銀  
行に現在融資申し込みをせられており  
ますので、その予算の組み方について  
の内容等につきましては、開発銀行に

おいても、現在審査中でありませぬ。そ  
の辺の予算の見方等との関連もあるか  
と思ひませぬので、その点をつけ加えて  
おきたいと思ひませぬ。

○河野謙三君 この問題の急所は、私  
は現在のセメントの工業がもうかつて  
いるかもうかつていないかということ  
だと思ひませぬ。現在の適正な利潤  
以上に利潤を得ているなら、これは新  
しく企業というものはむしろ積極的に  
政府は起して、そして市価をうんと  
下げるといふことは必要だと思ひま  
す。従つてもうかつていないなら、先ほど  
御説明のような非常に生産が急激にふ  
えて、いわゆるオーバー・プロダクシ  
ョンの形になつて、操業度は現在七五  
%とおつちやいました、私の手もとに  
來ているので、同じあなたの方から來  
ているので三十七六%というのを  
らつていませぬ。いずれにしても操業度  
は非常に低くなつておる。低くなつて  
いて、しかも非常にもうかつていない  
ということならば、政府が進んで保証  
までして、いかに企業許可制でない本  
事業にしても、これは大いに考えなけ  
ればならぬと思ひませぬ。しかしもうかつて  
おるならば、これは進んで政府がこ  
ういふ施策をとることは私はけつこうだ  
と思ひませぬ。特に余談になりますけれ  
ども、過去のセメント工業は操業の限  
りを尽しているじゃありませんか。国家  
の財政投資をしておるところの電力な  
り、鉄道なり、これらの大口需要家に  
對して一般の市価よりも高い値段でセ  
メントを売つておる。こういう事実は  
通産省でもお認めにならざるを得ない  
と思ひませぬ。数字で明らかです。いわゆる  
三百景の中の一つのセメント工業と  
いうものは言語道断でしょう。それだ

けにまあ過去のことであつて、今日も  
しくは今後においては事情が一変して  
操業度が非常に下つた、利潤ももうほ  
んど適正利潤も危なくなつてきた。  
こういうことならば私はこの東北工業  
の問題は考えなきやならぬと思ひませ  
ぬが、そうでないならば、相変らず過去  
のようにセメント工業が組合の結束に  
よつて、いわゆるトラストですかのあ  
れによつて、そしてその鉄道なり、  
電力なり、こういうような大口需要に  
對してまで値段を一本にして押しつけ  
るといふような形をとつておるなら  
ば、これは私は東北工業の存在は必要  
だと思ひませぬが、そこらの判断の基  
礎になるのは、現状のセメント工業が  
一体もうかつているのか、もうかつて  
いないのか、ここなんです。これは  
しかしその開発銀行のコストの計算と  
かによつて東北工業の事業計画を檢討  
するとかなんとかといふことではな  
い、吉岡さんのところでこういうこと  
については、あなたの方で十分御検討  
済みだと思ひませぬ。七千四百円の市価とい  
うのはセメント工業の平均コストに對  
して一体どのくらいの利潤になつてお  
るか、そこらのところを一つ、これは  
私たちが建設委員会じゃないですか  
ら、いわゆる通産省の方とどこに入つ  
て一つ伺おうというのであります。そ  
うして何も私の方で水くさい質問  
をしていくわけじゃないから、あなた  
の方でもさつぱらに一つこの東北  
興業の法案に對して批判すべきところ  
は十分批判してもらつて、われわれは  
通産省の軽工業局長がこう言つたから  
といつて建設委員会に行つてあなたと  
建設省を噛み合せるというよりなこ  
と、そんなことを考へておらないので

すから、建設委員会との合同審査に臨  
むに當つて、いろいろわれわれはあな  
たから知識を求めておる。そういうこ  
とで一つ学校の先生になつたつもりで  
一つ教えて下さい。

○政府委員(吉岡千代三君) セメント  
の価格についてのお話にございませぬ  
が、先ほど申し上げましたように二十  
九年の八千七百円と申します値段は、  
大体二十六年からずっと上下なくして  
推移しておるわけにございませぬ。二十  
六年ごろにそれまでは非常に生産額も少  
なかつたんでございませぬが、朝鮮事  
変等によりまして非常に需要が旺盛にな  
りまして、需給関係から申しますと、  
値上りの要素が現れて参つたわけに  
ございませぬが、当時通産省の、私の前  
任者の当時でございませぬが、この際  
操業度も上であらうから、値上げは  
差し控えるべきであるという話をいた  
しまして、二十六年からずっと八千七  
百円で価格は変らずに二十九年まで  
いつておつたわけにございませぬ。しか  
しもちろんいわゆるこういう設備産業の  
ことではございませぬが、先ほど申し上  
げましたように一〇〇%近くの操業を  
やつておるといふ場合には、これは御  
指摘のように相当の利潤があつたと思  
ひませぬ。しかしその半面に、ちよつと  
申し上げましたように、従来設備の合  
理化について資金が抑制されておつ  
た。従つて二十九年の夏ごろに、ちよ  
ろど公共事業費につきまして予算のた  
しか七〇%節約するといふような話もご  
ざいませぬ、閣議の席で建設大臣から、  
この際セメントの価格の引き下げに  
ついて考慮してもらいたいといふ御要  
望がございませぬ、これは行政措置と  
して二、三百円程度の公共事業向けの

けにまあ過去のことであつて、今日も  
しくは今後においては事情が一変して  
操業度が非常に下つた、利潤ももうほ  
んど適正利潤も危なくなつてきた。  
こういうことならば私はこの東北工業  
の問題は考えなきやならぬと思ひませ  
ぬが、そうでないならば、相変らず過去  
のようにセメント工業が組合の結束に  
よつて、いわゆるトラストですかのあ  
れによつて、そしてその鉄道なり、  
電力なり、こういうような大口需要に  
對してまで値段を一本にして押しつけ  
るといふような形をとつておるなら  
ば、これは私は東北工業の存在は必要  
だと思ひませぬが、そこらの判断の基  
礎になるのは、現状のセメント工業が  
一体もうかつているのか、もうかつて  
いないのか、ここなんです。これは  
しかしその開発銀行のコストの計算と  
かによつて東北工業の事業計画を檢討  
するとかなんとかといふことではな  
い、吉岡さんのところでこういうこと  
については、あなたの方で十分御検討  
済みだと思ひませぬ。七千四百円の市価とい  
うのはセメント工業の平均コストに對  
して一体どのくらいの利潤になつてお  
るか、そこらのところを一つ、これは  
私たちが建設委員会じゃないですか  
ら、いわゆる通産省の方とどこに入つ  
て一つ伺おうというのであります。そ  
うして何も私の方で水くさい質問  
をしていくわけじゃないから、あなた  
の方でもさつぱらに一つこの東北  
興業の法案に對して批判すべきところ  
は十分批判してもらつて、われわれは  
通産省の軽工業局長がこう言つたから  
といつて建設委員会に行つてあなたと  
建設省を噛み合せるというよりなこ  
と、そんなことを考へておらないので

すから、建設委員会との合同審査に臨  
むに當つて、いろいろわれわれはあな  
たから知識を求めておる。そういうこ  
とで一つ学校の先生になつたつもりで  
一つ教えて下さい。

○政府委員(吉岡千代三君) セメント  
の価格についてのお話にございませぬ  
が、先ほど申し上げましたように二十  
九年の八千七百円と申します値段は、  
大体二十六年からずっと上下なくして  
推移しておるわけにございませぬ。二十  
六年ごろにそれまでは非常に生産額も少  
なかつたんでございませぬが、朝鮮事  
変等によりまして非常に需要が旺盛にな  
りまして、需給関係から申しますと、  
値上りの要素が現れて参つたわけに  
ございませぬが、当時通産省の、私の前  
任者の当時でございませぬが、この際  
操業度も上であらうから、値上げは  
差し控えるべきであるという話をいた  
しまして、二十六年からずっと八千七  
百円で価格は変らずに二十九年まで  
いつておつたわけにございませぬ。しか  
しもちろんいわゆるこういう設備産業の  
ことではございませぬが、先ほど申し上  
げましたように一〇〇%近くの操業を  
やつておるといふ場合には、これは御  
指摘のように相当の利潤があつたと思  
ひませぬ。しかしその半面に、ちよつと  
申し上げましたように、従来設備の合  
理化について資金が抑制されておつ  
た。従つて二十九年の夏ごろに、ちよ  
ろど公共事業費につきまして予算のた  
しか七〇%節約するといふような話もご  
ざいませぬ、閣議の席で建設大臣から、  
この際セメントの価格の引き下げに  
ついて考慮してもらいたいといふ御要  
望がございませぬ、これは行政措置と  
して二、三百円程度の公共事業向けの

販売価格について自粛と申しすか、引き下げを懇意いたして実行したわけでございます。しかし同時にこれを解決するためには、先ほど申し上げましたようにむしろ能力をふやす必要がある。それでコストを切り下げ、需給関係を設定させることが実質的な方法であるという関係から、先ほど申し上げましたような措置をとったわけでありまして、その後の推移は、お手元の表にございませう。ここに一年半ばかりの間は、これは需給関係が緩和したということから、逐次限界生産費と申しますか、利益の幅は薄くなってきておる、こういうことを申し上げられると思ひます。そこで、これは以前と異りまして価格の協定等もいたしておりませんで、操業度が八割を切るというふうな現状におきましては、ここに掲げましたのは国鉄に対する契約の単価でございます。一般の取引におきましては相当の競争が出てきておるといふことは事実であらうと思ひます。極端に申しますと、多少銘柄によつても違いはあるかと思ひますが、ものによりましては七千円程度のものも出てきておる。それからもう一つの問題は、現在の市価がそういう状況であり、また今後も相当能力の増加が予想せられますので、東北興業がその趣旨とせられておりますところは、できるだけ安い良質のセメントを供給したい、こういうことではございますが、既存の設備も相当償却し、合理化した同業者と十分に太刀打ちできるかどうかという点について、先ほど申し上げましたように、東北興業が真にその目的を達せられるために相当いろいろの点について

十分検討する必要があるであらう、こういうことではございます。われわれといえども東北興業が安い良質のセメントを供給されるという点については、これが今回の計画の目的であると思ひますけれども、その点について十分の検討をする必要があるであらう、こういうふうな考へるわけでございます。○河野謙三君 ほか御質問もあるでしょうが、私ちょっと懸念をさして、いろいろ、速記をとめて。○理事(古池信三君) 速記をとめて。〔速記中止〕○理事(古池信三君) 速記を始めて。本日はこれにて散会いたします。午後四時十七分散会

三月十四日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。  
一、工業用水法案  
一、中小企業振興資金助成法案  
一、下請代金支払遅延等防止法案

工業用水法案  
工業用水法

- 目次  
第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 井戸(第三条・第十四条)  
第三章 工業用水審議会(第十五条・第二十一条)  
第四章 雑則(第二十二条・第二十七条)  
第五章 罰則(第二十八条―第三十条)  
附則  
第一章 総則  
第一条 (目的)  
この法律は、特定の地域に於いて、工業用水の合理的な供給

を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達に寄与し、あわせて地盤の沈下の防止に資することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律で「井戸」とは、動力を用いて地下水(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)による温泉を除く。以下同じ。)を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が二十一平方センチメートルをこえるもの(河川法(明治二十九年法律第七十一号)による河川及び河川附近の土地の区域内のものを除く。)をいう。

2 この法律で「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう。  
第二章 井戸  
(許可)  
第三条 政令で定める地域(以下「指定地域」という。)内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、井戸ごと揚水機の吐出口の断面積を定め、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の政令は、地下水を工業の用に供するため採取したことにより、地下水の水位が異常に低下し、塩水若しくは汚水が地下水の水源に混入し、又は地盤が沈下している一定の地域について、その地域において工業の用に供すべき水の量がきわめて大であり、地下水

水の水源の保全を図るためにはその合理的な利用を確保する必要がある、かつ、その地域に工業用水道がすでに布設され、又は一年以内にその布設の工事が開始される見込がある場合に定めるものとする。

3 通商産業大臣及び建設大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、その政令の制定又は改廃により、指定地域となり、又は指定地域でなくなる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見をきかなければならない。  
(許可の申請)  
第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所  
二 井戸の設置の場所  
三 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

2 前項の申請書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。  
(許可の基準)  
第五条 通商産業大臣は、第三条第一項の許可の申請に係る井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項に規定する場合のほか、第三条第一項の許可の申請に係る井戸により地下水を採取することがその指定地域における地下水の水源の合理的な利用に著しい支障を及ぼすおそれがない場合において、その井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適當であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なときは、許可をすることができる。  
3 通商産業大臣は、第一項の通商産業省令の制定又は改廃を行おうとするときは、大蔵大臣、厚生大臣、農林大臣、運輸大臣及び建設大臣に協議しなければならない。  
(経過措置)  
第六条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

可の申請に係る井戸により地下水を採取することがその指定地域における地下水の水源の合理的な利用に著しい支障を及ぼすおそれがない場合において、その井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適當であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なときは、許可をすることができる。

2 前項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その地域が指定地域となつた日から一月以内に、第四条第一項各号の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。  
(変更の許可)  
第七条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同項の許可を受けた井戸(以下「許

可の申請に係る井戸により地下水を採取することがその指定地域における地下水の水源の合理的な利用に著しい支障を及ぼすおそれがない場合において、その井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適當であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なときは、許可をすることができる。

可井戸」といふ。)のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとするとときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の基準)

第八條 第五條第二項(前條第二項において準用する場合を含む。)の規定によつてする第三條第一項又は前條第一項の許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を図り、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、その使用者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(氏名等の変更の届出)

第九條 使用者は、その氏名又は名称及び住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の承継)

第十條 許可井戸を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取してこれを工業の用に供する者は、その許可井戸に係る使用者の地位を承継する。

2 使用者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、使用者の地位を承継する。

3 前二項の規定により使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第十一條 使用者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 許可井戸により地下水を採取すること又はこれにより採取する地下水を工業の用に供することを廃止したとき。

二 許可井戸の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を二十一平方センチメートル以下としたとき。

三 前二号の場合のほか、許可井戸を廃止したとき。

(許可の失効)

第十二條 使用者がその許可井戸につき前條各号の一に該当するに至つたときは、その許可井戸に係る第三條第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消等)

第十三條 通商産業大臣は、使用者が第七條第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき、又は第八條第一項の条件に違反したときは、第三條第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて許可井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供することを停止すべき旨を命ずることができる。

(使用者に対する指示)

第十四條 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するため特に必要があるとき、使用者に対し、工業用水道の利用、地下水の使用法の改善その他の方法を示して、許可井戸による地下水の採取量を減少すべき旨を指示することができる。

あると認めるときは、使用者に対し、工業用水道の利用、地下水の使用法の改善その他の方法を示して、許可井戸による地下水の採取量を減少すべき旨を指示することができる。

第三章 工業用水審議会

(設置)

第十五條 通商産業省に、工業用水審議会を置く。

(権限)

第十六條 工業用水審議会(以下「審議会」といふ。)は、通商産業大臣の諮問に応じ、工業用水に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第十七條 審議会は、委員十六人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

第十八條 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び工業用水に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第十九條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第二十條 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(省令への委任)

第二十一條 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 雑則

(土地の立入)

第二十二條 通商産業大臣又は建設大臣は、この法律を施行するため地下水の水源又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができ

る。

2 通商産業大臣又は建設大臣は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入の日前五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入の際あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入をしてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を持参し、関係人に提示しなければならない。

6 国は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第二十三條 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前條第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

第二十四條 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要

な限度において、政令で定めるところにより、使用者に対し、その許可井戸の構造及び使用の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十五條 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要な限度において、その職員に、許可井戸の設置の場所又は許可井戸に係る使用者の工場若しくは事業場に立ち入り、許可井戸その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第二十六條 通商産業大臣は、第十三條の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る使用者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る使用者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第二十七條 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面

をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第五章 罰則

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の許可を受けないうで指定地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供した者

二 第十三条の規定による命令に違反した者

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出した者

二 第九条、第十条第三項又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条の規定に違反して第二十二條第一項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

四 第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十五条第一項の表中

産業合理化 審議会	産業合理化に關する重要事項を調査審議すること。
工業用水審 議会	工業用水に關する重要事項を調査審議すること。
産業合理化 化審議会	産業合理化に關する重要事項を調査審議すること。

中小企業振興資金助成法案  
中小企業振興資金助成法

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等協同組合の施設及び中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要な資金の貸付を行う都道府県に対し補助金を交付することに由り、中小企業等協同組合の活動を盛んにするとともに中小企業の合理化を促進し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中小企業者」とは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、三十人）以下の会社及び個人をいう。

(国の補助)

第三条 国は、都道府県が次に掲げる資金の貸付の事業を行うときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

に改める。

な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、第十条第一項の規定により設置する特別会計においてその事業に運用することができる資金の額がその事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

一 事業協同組合又は協同組合連合会の施設であつて、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の第二項第一号又は第九条の九第一項第三号に掲げるものの設置に必要な資金

二 企業組合の経営の合理化のための施設の設置に必要な資金

三 中小企業者の経営の合理化のための設備であつて、中小企業の振興に著しく寄与すると認められるものの設置に必要な資金

2 前項ただし書の一定額は、都道府県ごとに、通商産業大臣が大臣と協議して定める。

(貸付金の限度)

第四条 一の中小企業等協同組合又は中小企業者に対し前条第一項に規定する貸付をすることができる額は、都道府県が中小企業等協同組合の施設又は中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要なと認められた金額の二分の一以内とする。

(貸付金の利率及び償還期間)

第五条 第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

(保証人)

第六条 都道府県は、第三条第一項に規定する貸付については、借主に對し、保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担するものとする。

(期限前償還)

第七条 都道府県は、第三条第一項に規定する貸付をした場合において、借主が次の各号の一に該当するときは、第五条に規定する償還期間の満了前に、その借主に對し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二 貸付金の償還を怠つたとき。

三 その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

(償還の免除)

第八条 都道府県は、次の各号に掲げる場合において、やむを得ないと認められるときは、通商産業大

臣の承認を受けて、第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

一、災害その他借主の責に帰することができない理由により、借主が貸付を受けて設置した施設又は設備が滅失したとき。

二、経済事情の著しい変動により、借主が第三条第一項第一号又は第二号に掲げる資金の貸付を受けて設置した施設であつて政令で定める用途に供されるものの利用が利益を生じなくなつたとき。

(違約金)

第九条 都道府県は、借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は第七条の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額百円につき一日三銭の割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

(特別会計)

第十条 都道府県は、特別会計を設置して第三条第一項に規定する事業の經理を行わなければならない。

2 前項の特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による補助金、償還金（第七条の規定による請求に係る償還金及び前条の違約金を含む。）及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十三条の規定による納付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

(補助金の額)

第十一條 国が第三條第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

(事業計画)

第十二條 都道府県は、第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた後は、毎年度、通商産業大臣があらかじめ定める基準に従つて同項に規定する事業に関する事業計画を作成しなければならない。

2 都道府県は、前項の事業計画に於て定められた事項は、第三條第一項に規定する事業を行つてはならない。

(貸付事業の廃止)

第十三條 都道府県は、第三條第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、貸付金の未貸付額及びその後に對して支払を受ける貸付金の償還額の合計額に、同項の規定による補助金の額及びその都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額の合計額に對する同項の規定による補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二條及び第三條の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

第二條 都道府県は、第三條第一項の規定による補助金の交付を受け

たときは、国が昭和二十二年から昭和二十八年まで共同施設の設置のための補助金であつて政令で定めるものを交付した者に対して有する債権を承継するものとする。

2 都道府県は、前項の規定により承継した債権に係る債務を免除しようとするときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3 第一項の規定により承継した債権に係る収入金は、第三條第一項の規定による補助金とみなして第十條第二項及び第十三條の規定を適用する。

第三條 道府県が第三條第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十九年及び昭和三十年において中小企業等協同組合の共同施設の設置及び中小企業の設備の近代化のために交付した補助金に係るその道府県の国に對する義務は、免除されたものとなるものとする。ただし、通商産業大臣は、道府県がその補助金の交付の条件に違反したときは、その補助金の返還を命ずることができる。

2 第八條の規定は、道府県が前項に規定する昭和二十九年及び昭和三十年における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る債務を免除しようとする場合に準用する。

3 第一項に規定する昭和二十九年及び昭和三十年における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る収入金は、特別会計の歳入とする。

4 前項に規定する収入金は、政令で定めるところにより、二の部分に分けてそれぞれ第三條第一項の規定による補助金及び道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額とみなして第十三條の規定を適用する。

下請代金支払遅延等防止法案  
下請代金支払遅延等防止法  
(目的)

第一條 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に對する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて國民經濟の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行つて販売若しくは業として請け負つた製造(加工を含む。以下同じ)の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、付属品若しくは原材料又は業として行つた物品の修理に必要なる部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行つた場合にその物品又はその半製品、部品、付属品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負つた物品の修理の行為を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行つた場合にその

の修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3 この法律で「親事業者」とは、資本の額又は出資の総額が一千万円をこえる法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第十四條に規定する者を除く)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に對し製造委託又は修理委託をするものをいう。

4 この法律で「下請事業者」とは、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、親事業者から製造委託又は修理委託を受けるものをいう。

5 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託又は修理委託をした場合に下請事業者の給付に對し支払うべき代金をいう。

(書面の交付)

第三條 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、直ちに、下請事業者の給付の内容及び下請代金の額を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

(親事業者の遵守事項)

第四條 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二 下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

(書類の作成及び保存)

第五條 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払その他の事項について記載した書類を作成し、これを保存しなければならない。

(中小企業庁長官の請求)

第六條 中小企業庁長官は、親事業者が第四條第一号若しくは第二号に掲げる行為をしているかどうかが又は同條第三号若しくは第四号に掲げる行為をしたかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に對し、この法律の規定に従つて適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告等)

第七條 公正取引委員会は、親事業者が第四條第一号又は第二号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に對し、すみやかにその下請事業者の給付を受領し又はその下請代金を支払うべきことを勧告することができる。

2 公正取引委員会は、親事業者が第四号第三号又は第四号に掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその減じた額を支払い又はその下請事業者の給付に係る物を再び引き取るべきことを勧告することができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による勧告をした場合において親事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第八條 公正取引委員会が前条第一項又は第二項の規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従つたときは、親事業者のその勧告に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十八條、第四十九條、第五十三條の三及び第五十四條の規定は、適用しない。

（報告及び検査）

第九條 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託又は修理委託に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要が

あると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第六條の規定による調査に協力するため特に必要があるとき、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第十條 第五條の規定による書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成したときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十一條 第九條第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は三万円以下の罰金に処する。

第十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五條の四に次の一号を加える。

五 下請代金支払遅延等防止法の施行に関する事。

昭和三十一年三月二十日印刷

昭和三十一年三月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局